

うらそえ物価高対策支援金(一律支援型)【申請受付要項】

【R5.2.1】「一律支援型」の名称を設定しました。

【R4.12.28】支給要件①を変更しました。

1. 目的

原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、県の「おきなわ物価高対策支援金」を補完する支援金を支給する。

2. 支給対象者

次の要件を全て満たす事業者

【基本要件】

①事業所所在地

法人：浦添市内に事業所(支社・営業所等を含む)を有すること

個人事業者：浦添市内に住所(又は事業所)を有すること

★ポイント  **市外に事業所を有する浦添市民の個人事業者も対象**

②事業期間

令和4年3月31日以前から開業しており、かつ、本支援金受給後も事業継続の意思があること。

【要件① 事業復活支援金を受給していないこと】

★ポイント  **「事業復活支援金」受給者は、県の「おきなわ物価高対策支援金」の対象者**です。また、「事業復活支援金」の受給に関わらず、「おきなわ物価高対策支援金」影響額審査型の要件に該当する場合があります。(「うらそえ物価高対策支援金」との**重複申請は不可**)

【影響要件② 営業利益減少】

令和4年4月から6月のいずれかの月と前年同月を比較し、営業利益が法人4%以上、個人2%以上減少していること

※【営業利益】＝【売上高】－【費用(売上原価、販売費・一般管理費)】

※各月の営業利益がわからない場合は年間の営業利益を営業月数で割ります。

【影響要件③ 費用実績額上昇】

令和4年4月から6月の燃料費、ガス・電気料金、原材料費の合計額が全年同期比法人で10万円以上、個人で5万円以上増加していること

★ポイント  **影響要件②③は県の「おきなわ物価高対策支援金」一律支援型の要件と同一**です。

【その他要件】

- ① 令和3年分(又は直近期)の確定申告を行っていること。
- ② 地方公共団体が支給する類似の支援金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする原油価格・物価高騰対策に係る事業で、本支援金が対象とする月の燃料費、電気・ガス料金及び原材料費を算定対象とする支援金)を受給していないこと。

(例)

- おきなわ物価高対策支援金
- 沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業(バス・タクシー・トラック等)
- 飼料価格高騰緊急対策事業、粗飼料価格高騰緊急対策事業(畜産農家等)
- 肥料価格高騰緊急対策事業(農業者向け)

★ポイント📌 市外にも事業所(本社・支社・営業所等)を有する等、**浦添市以外の地方公共団体が実施する類似の支援金を重複申請しないよう注意!**

- ③ 事業に必要な許認可を、令和4年3月31日以前から取得していること。
- ④ 次に掲げる不支給要件に該当する者でないこと
 - (ア) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
 - (イ) 政治団体
 - (ウ) 宗教上の組織又は団体
 - (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業として届出義務のある者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員等、暴力団員等が役員である者及び暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者

3. 支給額

一事業者につき一律、**法人10万円(個人事業者5万円)**

4. 申請に必要な書類

次の①から⑦までの書類を提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

- ① (様式第1号) うらそえ物価高対策支援金 交付申請書
- ② (様式第2号) うらそえ物価高対策支援金 支給要件確認書
- ③ (様式第3号) うらそえ物価高対策支援金 誓約書兼同意書
- ④ 確定申告書(令和3年分又は直近期)の写し
 - ※法人は法人税、個人事業者は所得税又は市県民税
 - ※収受印(電子申告の場合は受付日時の印字)のあるもの
- ⑤ 営業利益減少要件の確認資料
 - 令和4年4月～6月、及び比較する令和3年4月～6月の営業利益が分かる資料
 - (例) 収支内訳書、売上・経費台帳、月次決算書など

⑥ 費用実績額上昇要件の確認資料

令和4年4月～6月、及び比較する令和3年4月～6月の経費が分かる資料
 (例) 経費台帳、支出した領収書の一覧、など

⑦ その他必要書類(※ア～ウの全部)

ア 本人確認書類

※以下のいずれか1つ

a (法人の場合) 履歴事項全部証明書(又は現在事項全部証明)の写し

b (個人の場合) 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)、等の写し

イ 金融機関口座名義及び口座番号等が確認できる通帳(表紙と裏面)の写し

※上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

★様式の入手方法

①③④⑤の様式は浦添市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

※市役所5階うらそえ物価高対策支援金事務局では紙の様式を配布しています。

★申請書類一覧

提出書類		法 人	個人事業主
① (様式第1号) うらそえ物価高対策支援金 交付申請書		○	○
② (様式第2号) うらそえ物価高対策支援金 支給要件確認書		○	○
③ (様式第3号) うらそえ物価高対策支援金 誓約書兼同意書		○	○
④ 確定申告書(令和3年分又は直近期)の写し		○	○
⑤ 営業利益減少要件の確認資料		○	○
⑥ 費用実績額上昇要件の確認資料		○	○
⑦ その他	アa 履歴事項全部証明書(又は現在事項全部証明)の写し	○	—
	アb 運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し	—	○
	イ 通帳の写し(口座名義・口座番号を確認する書類)	○	○

5. 申請受付期間

令和4年12月23日(金)から令和5年2月28日(火)

※当日消印有効

※予算の上限に達し早めに終了する場合があります。

6. 申請方法

感染拡大防止のため、原則として郵送による申請とします。

申請について不明な点がある場合は、お電話にてお問合せください。

(申請書類送付先)

〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号
 うらそえ物価高対策支援金事務局 宛て

※郵送の際は、封筒には切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※申請内容の確認のため、電話にてご連絡する場合がありますので、申請書には必ず連絡先(電話番号)の記載をお願いします。

7. 支給の決定及び支給方法

申請内容の審査により支給が決定した場合、申請者宛に「支給決定通知書(様式第4号)」を送付のうえ、指定された口座への振込により支給します。

なお、申請内容が要件に合致しないと認めたときは、「不支給決定通知書(様式第6号)」を申請者へ送付通知します。

8. 申請の特例

(1) 新規開業特例

※開業時期の確認の為、個人事業者は開業届(税務署)又は事業開始等届出書(県)、を添付してください。

- ① 営業利益減少要件について、申請時点において、比較する前年までの営業利益が存在しない者にあつては、令和4年1月から3月のいずれかの営業利益と比較して算定に用いることができる。
- ② 費用実績額上昇要件について、申請時点において、比較する前年までの費用が存在しない者にあつては、令和4年1月から3月の燃料費、ガス・電気料金、原材料費の合計額で比較して算定に用いることができる。

9. その他

- (1) 申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別にメールまたは電話でご連絡します。確認の連絡後、1週間以上経過しても応答がない場合または不備等が解消されない場合は支援金を不支給として取り扱うことがあります。
- (2) 売上額や申請額の計算ミスにより、申請額が大きく増減する場合はその旨を連絡いたしますが、端数の切り捨て間違いなどの少額の修正については、事務局内で修正を行い、決定通知をもって代えさせていただきます。
- (3) 県に対して「おきなわ物価高対策支援金」の申請・給付状況を確認することがあります。
- (4) 支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、浦添市は、必要な検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- (5) 申請情報については、類似の支援事業等で活用する場合があります。
- (6) 他の行政機関や商工団体から本申請に関する照会があった場合、情報の提供や申請書類を提出する場合があります。
- (7) 本人確認書類、確定申告書等の提出書類にマイナンバーや本籍地等が記載され

- ていた場合は、事務局で黒塗り等の処理をさせていただきます。
- (8) 審査が終了し、支払い時期が確定した段階で決定通知をお送りします。
 - (9) 支給された支援金は、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

＜虚偽申請及び不正受給への対応について＞

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、支援金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した支援金全額の返還に加え、違約金を支払っていただくなどの対応を行います。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くことになりますので、対象となる事業者でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

【虚偽申請例】

- ・提出資料を改ざんするなどにより、燃料費、光熱費等の費用を粉飾した場合。
- ・原油高・物価高騰の影響があったかのように偽った場合。
- ・既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽った場合。
- ・誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合 など

＜問合せ先＞

令和4年12月23日(金)から令和5年2月28日(火) 9:00～16:00

※土・日・祝祭日・年末年始期間(12/29～1/3)を除く

※12:00～13:00を除く

うらそえ物価高対策支援金事務局

電 話: 050-5527-0827

メール: jimukyoku@urasoe-bks.jp